

北九州広域都市計画臨港地区の指定及び分区の指定について  
(響灘西地区)

■概要

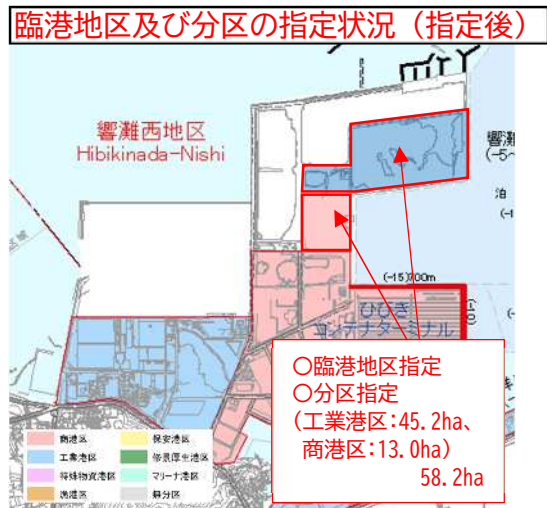
○響灘西地区において、埋立地の竣工に伴い臨港地区の指定を行う。また、令和5年12月の港湾計画の改訂（工業用地、港湾関連用地）に合わせ、分区を工業港区及び商港区として指定するもの。

■変更理由

- 響灘西地区については、大水深岸壁を擁する「ひびきコンテナターミナル」を有し、背後地では倉庫など物流関連施設の立地が進んでいる。また、本市が管理・運営を行っている海面廃棄物処分場及び浚渫土砂処分場があり、その一部（浚渫土砂処分場）が令和6年度中に埋立竣工する予定である。
- 当該地区では、次世代エネルギー産業の集積や物流関連用地の確保を図るため、埋立の竣工に合わせて、臨港地区の指定及び分区の指定を行うものである。

■変更内容

○臨港地区の指定面積：58.2ha  
 分区の指定面積：工業港区 45.2ha、商港区 13.0ha



○臨港地区指定  
 ○分区指定  
 (工業港区:45.2ha、  
 商港区:13.0ha)  
 58.2ha

【問合せ先】港湾空港局計画課  
 担当:井上(課長)、牧野(係長)  
 TEL:093-321-5967